



日々の活動  
発信中!

地域おこし協力隊facebook(フェイスブック)  
https://www.facebook.com/teshikagachiikiokoshi/



協力隊通信  
岡西真由美さん

「自然を味わえるもの・ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

先日、地域の方から、手作りのルバーブジャムをいただきました。甘酸っぱさ加減が絶妙でおいしい！夫婦で、ルバーブジャムのファンになりました。

数日後、別の方から「私の畑でとれたのよ」と、ルバーブそのものをいただきました。関西出身の私は、初めて、ルバーブを見ました。早速、ジャムづくりに挑戦！簡単においしくできあがり、大満足。

飲食店のコンセプトは「自然を味わえるもの・ここしかない別品」を「地域の皆さん主体で(一緒に)」です。

先日、地域の方から、手作りのルバーブジャムをいただきました。甘酸っぱさ加減が絶妙でおいしい！夫婦で、ルバーブジャムのファンになりました。

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま



販売向け試作品づくり

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

「ここしかない別品」に、これからの大きな出会えるのではないかとワクワクしています。

今後、パンを中心とした飲食提供に向けて、試作・試食会を重ね、メニューを決定する予定です。

〈季節毎の特産品情報、大歓迎〉  
弟子屈町初心者の私に、皆さんの情報・お力添えをお願いしま

## ご利用ください 空き家バンク・人財バンク

町で実施している「空き家バンク制度」「人財バンク制度」について紹介します。

7月12日現在「空き家バンク」で募集している物件は9件。今月は「登録番号26番物件」を紹介します。

「人財バンク」に登録されているのは、個人登録8人と団体登録8団体ですが、今月は団体登録番号8の「しらかば合唱会」を紹介します。

詳細は、町公式ウェブサイトでご確認ください。

▶ 空き家バンクホームページ

http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/20akiya/bukken.html

▶ 人財バンクホームページ

http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/35jinzai/index.html

空き家バンク



人財バンク



問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

- ▶ 場所/奥春別375番地 8
- ▶ 建物/木造平屋建て 5LDK
- ▶ 建築年/1988年(昭和63)年
- ▶ 価格/1,800万円



空き家バンク  
登録番号 26

- ▶ 団体名/しらかば合唱会
- ▶ 分野/社会教育・まちづくり・学術・文化・芸術・スポーツ
- ▶ PR/講師に吉口教子先生を迎え、和気あいあいと楽しく歌っています。文化祭、文化賞授賞式セレモニー合唱など、さまざまな行事に参加。男女問わず仲間を募集していますので、ぜひ参加してください!



人財バンク  
団体登録番号 8

# ご存じですか? 児童扶養手当 特別児童扶養手当

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

## 特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

### 受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童 ②父(母)が死亡した児童 ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童 ④父(母)の生死が明らかでない児童 ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童 ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父か母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



### 手当の金額(月額)

- ▶ 児童1人の場合
  - 全額支給/42,290円・一部支給/42,280~9,980円
- ▶ 児童2人以上の加算額
  - 2人目 全額支給/9,990円・一部支給/9,980~5,000円
  - 3人目以降一人につき 全額支給/5,990円・一部支給/5,980~3,000円

- ▶ 1級該当児童1人につき51,450円
- ▶ 2級該当児童1人につき34,270円

### 手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。

※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

### 所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額	所得額	
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額		受給者	配偶者および養育者
	万円		万円	万円	
0人	19	192	236	0人	459.6
1人	57	230	274	1人	497.6
2人	95	268	312	2人	535.6
3人	133	306	350	3人	573.6
4人	171	344	388	4人	611.6
5人	209	382	426	5人	649.6

- 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
  - 本人の場合
    - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
    - ②特定扶養親族1人につき15万円
  - 孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 扶養親族などが6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

## 現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(火)~31日(日)の間に現況届を、特別児童扶養手当を受けている方は8月12日(土)~9月11日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。現況届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

※児童扶養手当受給者の方へ

次に該当する方は、現況届のほかに「一部支給停止適用除外事由届」を提出してください。該当する方には郵便で個別に案内しています。提出がない場合は手当の一部、または全部が停止される場合があります。

- 支給開始月から5年を経過する予定の方
  - 支給要件に該当した日の属する月から数えて7年を経過する予定の方
  - 認定請求時に児童が3歳未満だった場合は、児童が3歳に達した日の属する月の翌月から数えて5年を経過する予定の方
  - 既に①~③の期間を経過した方
- ※①~③は2017年8月から2018年7月に期間を経過する方が対象です。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)  
特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)